

令和8年度下北ジオパーク研究補助金応募要項

◆補助の趣旨

下北半島には、付加体の大地、日本海拡大期の海底火山の大地、新第三紀及び第四紀火山群、堆積平野と、日本を構成する地質要素が集結しています。半島を囲む陸奥湾、津軽海峡、太平洋はそれぞれ性質が異なるとともに、津軽海峡の海流は冬季の強い季節風と共に海岸を侵食し特異な海岸地形を作っています。対馬海峡から津軽海峡を通して太平洋への流れは日本海の各地をつなぐ近世の海運をもたらしました。この大地と海を土台に育まれた動植物の生態系や、文化・信仰とその歴史など下北ならではの営みのもと、人々は生活しています。多様な自然要素を活用する住民の活動が高評価を得て、2016年9月に下北は大地と生態系と人々のつながりを学び楽しむ「ジオパーク」に認定されました。

多様なジオ資源に恵まれた地域である一方、研究がまだ十分に進展していない分野・地域が残っています。本補助金は、専門的知識を持った学生や研究者等の学術研究を支援し、基礎的学術資料の蓄積を図ること、また地域に在住する生徒が地域への関心を抱くために実施する調査・研究活動を奨励することを目的としています。

◆補助の対象

◎補助の対象となる研究分野及び応募の資格は次のとおりです。

1. 補助対象研究

- ・指定研究：下北に関する地球科学的研究において、地質学的位置付けを再整理するため、以下のとおり2つの研究テーマを指定します。

『下北地域のテクトニクス』

『下北ジオパークの地質遺産の地質学的価値の解明』

2. 補助対象者

- (1) 大学等の研究機関
- (2) 大学に在籍する学生、大学院生
- (3) 大学や研究機関等に所属する教員、研究員
- (4) 上記以外のジオパークに関わる研究を行う者
- (5) その他会長が認める者及び団体

◆補助金の額等

1. 補助金額の上限

- 指定研究：20万円

2. 補助対象経費

- (1) 所属先の所在地から下北管内の滞在先までの交通費および下北滞在中の宿泊費
- (2) 下北管内での移動や調査に必要な車両、船舶等の借上料の実費
- (3) 調査研究に用いる消耗品等（事務経費、郵券料等を含む ※5万円未満）
- (4) 現地ガイドを要請した場合のガイド費
- (5) 特殊分析等専門業者などに委託する経費
- (6) その他上記以外の調査研究活動に関する経費として会長が必要と認める経費

※ただし、申請者や研究室等のアルバイトへの人件費、菓子折り等の謝礼品、備品や交付要綱別表に記載のない燃料費のほか、汎用性の高い消耗品等については補助対象経費に含まれません。

※(6)については、申請時に提出された研究実施計画書内に記載された項目について審査し、認められたものを対象とする。また、採択期間中に変更があった場合には、下北ジオパーク推進協議会事務局へ事前に確認および承認を得る必要がある。

[認められる経費の例]

- ・下北に関する研究に必要な分析に係る所属先の所在地から下北管外の目的地までの旅費

[認められない経費の例]

- ・日当
- ・下北に関する研究と関連性の認められない目的での所属先の所在地から下北管外の目的地までの旅費

◆研究期間

◎交付決定日から令和9年2月末日まで

※令和8年度下北ジオパーク推進協議会予算（案）の成立を前提とした募集となります。

◆応募の方法

◎次の書類を直接提出するか郵送してください。応募は令和8年3月5日（木）【必着】です。

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 下北ジオパーク研究補助金交付要望書（様式第1号） | 1部 |
| (2) 研究実施計画書（様式第1号の2） ※書式内で収めること | 1部 |
| (3) 研究業績一覧表（様式第1号の3） ※無い場合不要 | 1部 |
| (4) 在学証明書（学生の場合） | 1部 |
| (5) 所属学校長の研究承諾書（様式第1号の4） | 1部 |
- （下北管内の小中高校内の団体及び学校内で実施する場合）

◎提出先

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

下北ジオパーク推進協議会事務局（むつ市政策推進部ジオパーク推進課内）

◆採択数

◎指定研究2件

※ただし、予算の範囲内で執行可能な場合は採択数を変更する場合があります。

◆審査

◎下北ジオパーク研究補助金選考委員会による審査を行い、審査結果は4月中に通知します。

◆補助金交付申請

◎決定通知を受けた後、速やかに以下の条件に沿った書類を各一部提出してください。

(1) 補助金交付申請書(様式第3号)

(2) 計画に変更がある場合、研究実施計画変更届(様式第3号の2)

ただし、変更の内容が過大であった場合、交付決定を取り消すことがあります。

(3) 実施できない場合、交付を辞退する場合は、交付辞退届(様式第3号の3)を提出してください。

◎研究完了前に補助金の交付を受けようとする場合は、補助金概算払申請書(様式第8号)を提出してください。

◆実績報告書等

◎研究が完了後、次の書類とその得られた研究成果をまとめた論文や報告書を印刷したものを1部とCD-Rなどの電子媒体で1部を令和9年2月末日までに提出してください。なお、提出いただいた報告書等は印刷および推進協議会HPにて公開させていただきます。公表の猶予を希望する場合には最長2年間の猶予期間を設けていますので、理由を付して申し出てください。

(1) 研究事業報告書(様式第6号) 1部

(2) 研究報告書(様式任意。A4で最大16ページまで) 1部

(3) 中学生が理解できる文言でA4版1枚にまとめた概要報告書 1部

(4) 研究経費収支決算書(様式第6号の2) 1部

(5) 補助対象経費の領収書又は支払いを証明する書類の写し 1部

公共交通機関をご利用の場合は、利用証明となるもの(領収書、半券など)を保管しておき、上記書類と共に提出してください。

(6) パネル展示用資料 1部

A1サイズにまとめた研究発表用ポスター1枚あるいは成果のイラスト、図、まとめの入った最大8枚の口頭発表用資料(PowerPointなどで作成されたものが望ましい)

(7) 下北ジオパーク研究補助金研究報告書公表猶予願い(様式第9号) 1部
猶予を希望する場合に提出。

なお、猶予についてはその必要性があると協議会が認めた場合のみ措置する。

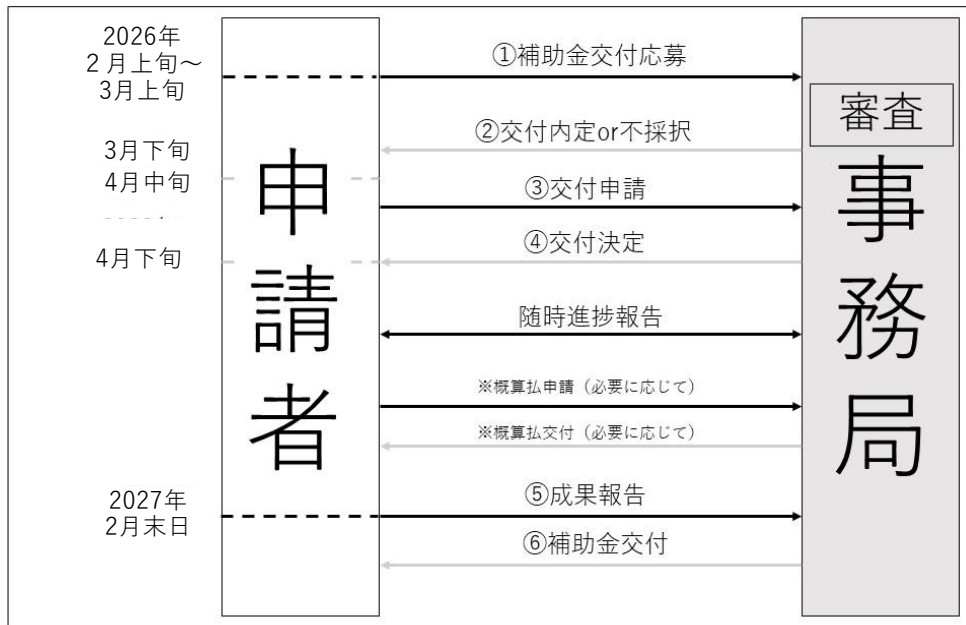
(8) 上記以外で協議会が必要とし、補助金研究者が承諾した資料等

◆補助金の支払い

◎原則として、要綱が示す研究期間後に研究事業報告書と研究報告書をもとに審査を行い、補助金の額を確定し補助金を支払います。概算払いにて補助金が支払われている場合は、確定した額と補助金の額との精算を行います。

◆調査研究等に関する留意点

1. 交付決定を受け、下北管内で調査研究を実施する場合には、調査開始日及び終了日を事務局へご連絡ください。
2. 調査研究成果等提出いただいた資料については、下記等により利用させていただく場合がございます。
 - (1) 概要報告書の下北ジオパークホームページ等への掲載及び刊行物への記載
 - (2) 拠点施設等でのパネル展示
 - (3) 講演会・発表会等における発表、展示
3. 調査内容について学会等での論文・口頭発表等を行う場合には補助金によって行った研究であることを記載または表示し、発表状況などを事務局に報告してください。
4. 本補助金の交付を受けて実施された研究の成果については、研究の翌年度に開催される「学術研究発表会」にて発表していただきます。



補助金申請・交付の流れ

問い合わせ先
〒035-8686 青森県むつ市中央1-8-1
下北ジオパーク推進協議会事務局
(むつ市政策推進部ジオパーク推進課内)
担当:朝日、羽根田、葛野
TEL:0175-22-1111(内線 2811)
FAX:0175-23-4108
E-mail:geopark@city.mutsu.lg.jp